

18 環境関係

ア リサイクル・廃棄物

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
<p>拡大生産者責任等の推進 (環境省、経済産業省)</p>	<p>廃棄物の発生の抑制、リサイクルしやすい製品の生産等に係る拡大生産者責任につき、従来導入されていなかった分野について導入を図るとともに、既に導入されている分野については、その強化を図ることを検討し、所要の措置を講ずる。また、デポジット制の導入及び3Rの促進に関する規格や基準(環境JIS、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)の情報提供措置等)の早急な拡大についても検討し、所要の措置を講ずる。</p>	<p>改定計画・環境ア</p>	<p>逐次実施</p>		
<p>一般廃棄物処理における民間参入の推進 (環境省)</p>	<p>a 一般廃棄物の処理に関して、市町村に課せられている処理責任が十分果たされるよう留意しつつ、一般廃棄物の処理における民間委託、PFI手法の導入等を進めるための環境整備を図り、更に業務委託を拡大していく。</p>	<p>改定計画・環境ア</p>	<p>逐次実施</p>		
	<p>b 民間資金、経営能力及び技術的能力を活用したPFI手法により、社会経済的に効率的な一般廃棄物処理施設の整備が推進されるよう、事例等の普及啓発を行う。</p>	<p>重点・環境(1)</p>			<p>継続実施</p>

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般廃棄物の処理の有料化や分別収集に関するガイドラインの作成 (環境省)	<p>一般廃棄物の削減に向け、排出抑制を行うために、現在各地方公共団体が個別に行っている一般廃棄物の処理の有料化についてガイドラインを示す。</p> <p>そのガイドラインにおいては、手数料の料金設定や徴収の方法といった具体的な内容についても明記すべく検討を進める。</p> <p>また有料化により不法投棄の増加が懸念されることから、不法投棄の更なる防止策についても検討し必要な措置を講ずる。</p> <p>さらに、一般廃棄物の適正処理、リサイクルを促進する観点から、各地方公共団体で異なる分別収集区分についても標準となるようなガイドラインを作成し示す。</p>	改定計画・環境ア	措置済		
統一化された廃棄物会計基準の普及によるコストの把握、ベンチマーキング、ベストプラクティスの横展開による廃棄物処理の効率化 (環境省)	<p>地方公共団体が自らの一般廃棄物処理事業に係る費用を把握することで、他の地方公共団体との比較や民間委託を行った場合の処理費用の検討等を可能とし、引いては事業の効率化を図り、より健全なものへと推進していくために、会計基準に係るルールやツールの更なる整備と普及促進措置を早急に採る。</p>	重点・環境(1)		検討、以降継続実施	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
家電リサイクル法で規制される製品群に係る、廃棄物処理法上の保管数量制限の緩和 (環境省)	特定家庭用機器廃棄物(特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)(平成10年法律第97号)で規制される製品群)については、引き続き引取状況の季節変動の実態把握を行い、必要に応じて見直しのための検討を行う。	改定計画・環境ア	逐次実施		
自動車リサイクル法における盗難車両のリサイクル費用に関する取扱について (経済産業省、環境省)	自動車の盗難等の際のリサイクル料金の扱いについては、施行後の状況を見定めた上で、検討し、結論を得る。	改定計画・環境ア	措置済		
廃棄物収集・運搬・処理業の許認可に係る地方公共団体の申請書式の統一化 (環境省)	電子化の実現を見据え、許認可及びマニフェストの報告様式も含めた各種申請書類の早急な統一化を図るためにも、申請書式が浸透していない要因分析及び課題解決に努めるとともに、統一書式の利用について地方公共団体へ周知を行う。	重点・環境(1)			措置
廃棄物処理法上の行政手続及び書類の電子化 (環境省)	a 廃棄物処理法上の許可情報等は、地方公共団体間で共有し、各地方公共団体がそれぞれ他の地方公共団体の許可情報等を有効に活用することや、複数の地方公共団体の許可を要する場合に申請手続きを一括して行うことにより、事業者の行政手続きが大幅に簡素化できることから、事業者や地方公共団体の意見も踏まえつつ、電子化に向けた取組みを開始する。	改定計画・環境ア a	措置済		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	b 廃棄物処理法上の許認可については、現在先行許可証の活用が図られているところであるが、審査の効率化及び添付書類等の削減のさらなる推進のため、住民基本台帳ネットワークの導入も含め、許可申請や許可情報の電子化、許可更新の効率化及び地方公共団体間におけるそれらの情報の共有化について、関係省庁と調整の上、事業者や地方公共団体の意見を踏まえつつ検討を行う。	改定・環境ア b	検討・結論を得次第措置		
電子マネー普及率50%達成策の明確化（環境省）	普及率を平成22年に50%以上とするという目標達成に向けて、特に中小企業事業者の加入促進のための普及啓発に取り組むとともに、更なる利便性の追求を行うなど、普及促進のための方策を早急に策定し、公表する。	重点・環境（1）		検討、以降継続実施	
廃棄物のエネルギー利用の推進（環境省）	地球温暖化対策の要請を踏まえ、循環型社会形成推進基本法に規定する循環的利用の優先順位を留意しつつ、廃棄物のエネルギー利用の推進を図る必要があることから、その支援を進める。	改定計画・環境ア	平成21年度まで実施		
木くずの運用の明確化（環境省）	a 製材所等から排出される木くずを自らの事業所内において、燃料として有効利用する場合、一定の条件を満たすものに関しては、当該設備を廃棄物処理施設としてではなく、製造工程の一部として扱うべく運用を明確化する。	改定計画・環境ア a	措置済		
	b 製材所等から発生する木くずを燃料として適正に自ら活用するための燃焼炉を、複数の事業者が自ら共同で設置して共同利用する場合について、適正な処理を担保する観点から当該共同利用の内容を吟味し、生活環境保全上の支障が生じることのない等の一定の条件を満たすものに関しては、当該設備を廃棄物処理施設としてではなく、製造工程の一部として扱うべく運用を検討して結論を出す。	改定計画・環境ア b	措置済		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
都道府県及び市町村の指定制度の活用促進 (環境省)	各地方公共団体の判断により、廃棄物処理法上の業の許可手続を不要にし、円滑にリサイクルを進めるための制度である指定制度の利用促進の観点から、当該制度を地方公共団体及び事業者が、積極的かつ有効に制度を活用できる環境を整えるべく、周知を図る。	改定計画・環境ア	措置済		
放置間伐材の利用促進 (環境省)	未利用の木質資源の利用促進を図る観点から放置間伐材を廃棄物として扱うことなく活用していることが確認できた事例について、各地方公共団体に周知を行う。	改定計画・環境ア	措置済		
産業廃棄物の搬入・搬出の円滑化 (環境省)	各地方公共団体の事前協議規制の運用改善を通じて、産業廃棄物の搬入・搬出がスムーズに行われるように、地方公共団体に対して、周知徹底を図る。	改定計画・環境ア	措置済		
地方公共団体ごとの産業廃棄物処理規制の見直し (環境省)	広域的な産業廃棄物の適正処理及び再資源化を推進するため、地方公共団体が法律を上回る規制を課している実態把握を行い、問題解決に努めるとともに、再度、法の趣旨に反する上乗せ規制は行わないように周知する。	重点・環境(1)			措置
中間処理前における廃棄物の選別 (環境省)	排出事業者とあらかじめ委託契約において合意していれば、処理業者が収集運搬、処理の段階で選別した有価物については処理業者の意思で売却することが可能であり、無価物については、排出事業者が性状ごとに指定した最適な処理業者で処理することが現行法で可能であることを廃棄物処理業者が認識しておらず躊躇する事例もあるため、適正かつ効率的な廃棄物処理及び再生利用を促す観点から、可能であることを周知する。	改定・環境ア		措置済	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
在宅医療廃棄物の適正処理 (環境省)	<p>家庭から排出される一般廃棄物である在宅医療廃棄物の取り扱いについて、平成17年に「在宅医療に伴い改定から排出される廃棄物の適正処理について」が通知されているが、この通知後の追加調査によると、処理の適正化には一定の成果が上がっているが、依然として処理の実態を把握していない自治体が多く存在することから、適正な処理に向けた課題の解決方法を検討し、手引集を作成するなどして自治体に対して周知する。</p> <p>【「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き」について(平成20年4月30日環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課・産業廃棄物課長連名通知)】</p>	改定・環境ア		措置済	
広域認定制度における他社製品の回収について (環境省)	<p>広域認定制度は、現行法においても、製造事業者等が共同して広域認定の申請を行う際は、自社製品でなくとも共同申請事業者の製品については、当該製品の基礎情報及び処理情報等の共有化を図ることを前提として、処理することが可能である。</p> <p>また、相手先ブランド名による製品製造(いわゆるOEM)による製品については、実際の製造業者が回収することは現行制度でも原則として可能である。</p> <p>しかし、上記について現行可能である事を認識していない事業者も多いことから、現行制度でも可能であることを必要に応じて周知する。</p>	改定・環境ア	措置済		
一般廃棄物品目指定の広域認定制度の活用 (環境省)	<p>一般廃棄物の広域認定制度に係る品目指定については、事業者からの個別相談の内容や社会の要請等を踏まえながら検討し、その内容が広域認定制度の趣旨に沿うものであれば、品目の追加もなされるものであることを、手引きの改訂等により周知する。</p>	重点・環境(2)		措置	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
事業系一般廃棄物である木くずの一般廃棄物と産業廃棄物の区分の検討 (環境省)	平成18年度に、環境省において、廃木製パレットについては、事業系一般廃棄物を産業廃棄物とする方向で検討を行う。その他の事業系一般廃棄物である木くずの一般廃棄物と産業廃棄物の区分についても、その排出実態や排出事業者等の意見を踏まえて検討の上、見直す。	改定・環境ア	措置済		
21使用済衣料品・繊維等のリサイクルに係る店頭回収・運搬・処分について (環境省)	古繊維は、廃棄物処理法に定めのある「専ら再生利用の目的となる廃棄物(いわゆる専ら物)」に当たる場合、収集運搬及び処分業の許可は不要であり、例えば衣類の販売等、ほかの業を主として行っている、同様に業の許可は不要であることを周知する。	重点・環境(2)		措置	
22電子機器等、同一性状の他社製品を含む下取り・運搬・処分について (環境省)	同種の商品であれば他社製品の下取りも可能であること及びそのタイミングは必ずしも新製品の購入と同時である必要はないことを周知する。	重点・環境(2)		措置	
23リサイクルポートの利用促進 (国土交通省)	リサイクルの拠点化と海上静脈物流ネットワークの形成をさらに促進するために、循環資源が積極的に取り扱われていない港湾に関して原因究明及びその改善策を行うべきである。あわせて、港湾機能高度化施設整備事業として補助金を交付している港湾に関しては、明確な評価基準を策定し費用対効果を把握すると共に、当該結果を開示する。	重点・環境(2)			検討・結論、以降逐次措置

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
24 試験研究用途の一般廃棄物の取扱の明確化 (環境省)	優れた資源循環と廃棄物処理手法の確立は必要であるが、一般廃棄物の管理は各市町村による自治事務によるものであるため、営利目的でない試験研究用途の場合における一般廃棄物収集運搬・処分業の許可の必要性は、各市町村の判断に委ねていることを周知する。	重点・環境(2)		措置	
25 産業廃棄物優良性評価制度の見直し (環境省)	適正かつ効率的に業に取り組む優良な産業廃棄物収集運搬・処分業者の育成を図るために、排出事業者が率先して優良業者を選定するよう促す等の取組を進めるとともに、産業廃棄物処理業者のインセンティブの拡充を図ることなど更なる優遇措置を採ること等を検討し結論を得る。	重点・環境(3)			検討・結論

イ 地球温暖化

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
温室効果ガスの発生削減 (環境省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、財務省、関係府省)	<p>下記により、総合的な対策を実施する。</p> <p>a 費用効果性の高い手法を用いるとともに、地球温暖化対策は、事業者に対して新事業のフロンティアをもたらすこともあることを念頭に置いて取組を進める。</p> <p>b 温室効果ガスの削減技術の導入に当たっては、導入促進の実効性を高めるため施策の裏打ちを行っていく。公共交通機関、共同輸送、高度道路交通システム（ITS：Intelligent Transport Systems）、食品廃棄物リサイクル等のほかの政策目的から実施するいわゆる「ノンリグレット対策」について有効な場合はその導入を促進する。</p> <p>c 分野別には、交通体系のグリーン化、脱温暖化社会の構築に向けた都市・地域基盤社会整備、ライフスタイルの脱温暖化、非エネルギー起源の二酸化炭素、その他の温室効果ガスの排出削減対策を含む環境保全のための枠組みを推進する。</p> <p>d 効果的かつ効率的に温室効果ガスの排出削減を進めるとともに、我が国全体の費用負担を公平性に配慮しつつ極力軽減し、環境保全と経済発展といった複数の政策目的を同時に達成するため、自主的手法、規制的手法、経済的手法、情報的手法などあらゆる政策手法を総動員し、それらの特徴を活かしつつ、有機的に組み合わせるといったポリシーミックスの考え方を活用する。その最適なあり方については、京都議定書目標達成計画の対策・施策の進捗状況を見ながら、総合的に検討を行う。</p> <p>経済的手法は、市場メカニズムを前提とし、経済的インセンティブの付与を介して各主体の経済合理性に沿った排出抑制等の行動を誘導するものであり、地球温暖化対策の経済的支援</p>	改定計画・環境イ	逐次実施		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	<p>策としての有効性も期待されている。その活用には、ポリシーミックスの考え方に沿って、効果の最大化を図りつつ、国民負担や行財政コストを極力小さくすることが重要であり、財政的支援に当たっては、費用対効果に配慮しつつ、予算の効率的な活用等に努める。</p> <p>e 太陽光発電、風力発電、バイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーや燃料電池等の一層の導入促進を図るため、より効率的・効果的な支援策の検討を行うとともに、技術革新の現状等を踏まえ、必要な環境整備等を一層推進する。</p> <p>f クリーンエネルギー自動車を含む低公害車、低燃費車について、普及を推進するとともに、低コスト化、性能面の向上に向けた技術開発等を推進する。</p> <p>g 技術開発を引き続き推進する。その際、産学官が適切な役割分担を図りながら、有機的・体系的に技術開発に取り組む。</p> <p>h 地球温暖化の防止や生態系の保全など森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、適切な森林整備・保全を進める。</p>				
ガスパイプラインの建設促進 (経済産業省、農林水産省)	公益特権を持つパイプライン事業者によるガスパイプライン海底敷設に係る公益特権の行使が想定され民間主体相互の交渉では漁業権等に係る調整ができない場合には、客観性・透明性が十分に確保されるように当該調整の在り方について検討を行う。	改定計画・環境イ	実際上の必要が生じた場合に検討		
排出量取引の会計上の取扱いの明確化 (金融庁)	現在、京都メカニズムクレジット等に係る会計基準については、企業会計基準委員会によって実務対応報告第15号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」(2006年7月14日改正)が策定されており、当該実務対応報告に記載のない事項については、現行の他の会計基準にしたがって会計処理することとなる。しかしながら、京都メカ	改定・環境イ	検討開始・適宜措置		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	<p>ニズムクレジット等が実態の分かりにくい資産である事からも、京都メカニズムクレジット等を購入している各事業者は個別の会計方法を十分に認識できていない、という指摘がある。</p> <p>したがって、京都メカニズムクレジット等の会計処理については、今後、実務上の取扱いについて関係省庁間で情報を共有しながら具体的な課題の把握に努めて、それを企業会計基準委員会に提示するなど情報提供に努める。</p>				
排出量取引の取扱いの明確化 (財務省)	<p>今後、実際の取引が活発化することを踏まえて、排出量取引について、引き続き関係省庁間で情報を共有しながら取引の実態の把握に努め、これを踏まえた実務処理等の在り方について検討を進める。</p>	改定・環境イ	検討開始・適宜措置	措置済	
排出量取引にかかる情報提供の推進 (環境省)	<p>京都メカニズムクレジット等に関しては、新たな資産・概念ということもあり、その取扱い等については、まだ国民に対して定着するほど理解が深まっていないとの指摘がある。今後、排出量取引は、限られた事業者のみでなく、さらに多くの団体・企業へ広がる見込みが大きい。</p> <p>したがって京都メカニズムクレジット等に関する疑問等に対して、生活者から企業の担当者までが必要な情報に幅広くアクセスできるよう、環境省等のウェブサイト等を有効に活用し、適切な情報や情報源を一元的に掲載するよう措置する。</p>	改定・環境イ	措置済		
太陽光パネルの大胆な導入支援策の検討 (経済産業省、環境省)	<p>購入時補助や技術開発支援、固定枠制などの現行制度に加え、電気事業者に対し長期間に渡って発電コストより高い価格での電力の買取を義務づけることにより太陽光発電の普及を促進する固定価格買取制度など、ドイツを含めた諸外国の太陽光発電導入政策を参考にしながら、我が国においても太陽光を含めた新エネルギーの大胆な導入支援策について国民負担の在り方も踏まえた上で検討し、結論を得る。</p>	重点・環境(4)			検討・結論

ウ ヒートアイランド

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
ヒートアイランド現象に係る調査研究に必要なデータの整備等 (環境省、国土交通省)	a ヒートアイランド現象に係る調査研究のために必要なデータの整備状況を把握し、研究機関などによる研究を一層促進させるため、ホームページなどを活用して、当該データを一元的に整理し、公表する。	改定計画・環境ウ	逐次更新		
	b ヒートアイランド現象へのメカニズムを解明し、その対策を総合的に評価する手法の改良を一層促進する。その際には、大規模な埋立てによる海面等からの冷気の減少が隣接する大都市のヒートアイランド現象に与える影響についても調査研究する。		逐次実施		
人工排熱の削減 (経済産業省、国土交通省、環境省)	空調システム、電気機器、自動車などの人間活動から排出される人工排熱を削減するため、当該エネルギー消費機器等の高効率化、建物の断熱・緑化、未利用エネルギー・自然エネルギーの利用といった対策の導入を促進する。	改定計画・環境ウ	逐次実施		
人工化された地表面被覆の改善 (国土交通省、環境省)	建物やアスファルト舗装などによって地表面が覆われることによる蒸発散作用の減少や地表面の高温化を防ぐため、公園・緑地の整備、街路空間の緑化等による緑の確保、屋上・壁面緑化、水面の設置などの対策の導入を促進する。	改定計画・環境ウ	逐次実施		
ヒートアイランド対策に係る大綱の進捗状況の検証等 (環境省、国土交通省、関係府省)	ヒートアイランド対策関係府省連絡会議は、平成15年度策定のヒートアイランド対策に係る大綱に盛り込まれた対策の進捗状況について検証する。さらに、ヒートアイランド現象のメカニズムの解明、技術開発や対策手法の高度化の状況等を踏まえて、必要に応じ、大綱の見直しを柔軟に実施する。	改定計画・環境ウ	逐次実施		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
地方公共団体におけるヒートアイランド対策の推進 (環境省、国土交通省、関係府省)	国、関係地方公共団体などによる協議会を設置するなど、関係者間の十分な連携を図るとともに、大綱に基づき、ヒートアイランド現象が顕著な地方公共団体においてもヒートアイランド対策に係る計画の策定を促進する。	改定計画・環境ウ	逐次実施		

エ その他

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
ディーゼル排出微粒子の環境基準の設定 (環境省)	粒径2.5 μ m以下の微小粒子状物質(いわゆるPM2.5)の健康影響については、平成11年度から「微小粒子状物質等の曝露影響調査研究」を実施し、健康影響に係る知見の収集・充実を図るとともに、平成13年度から平成18年度を目途に全国的な長期疫学調査を実施している。環境基準の設定については、当該結果及び諸外国の知見や規制に関する動向等をも踏まえつつ、その必要性も含めて検討を行う。	改定計画・環境工	引き続き検討		
外国由来等の漂流・漂着ゴミ対策 (農林水産省、国土交通省、環境省)	外国由来のものを含む漂流・漂着ゴミによる海岸機能の低下や生態系を含めた環境・景観の悪化、船舶の安全航行の確保や漁業への被害などが近年深刻化しており、この問題に対応するため、実効的な対策を政府として検討する体制を確立し、平成19年度以降、各種施策を実施する。	改定・環境工	当面のとりまとめを踏まえ、平成19年度以降、各種施策を実施		

事項名	措置内容	改定計画等との 関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
離島に立地 するガスタ ービン、デ ィーゼル機 関に係るば い煙の簡易 測定法の改 善 (環境省)	現在普及が進んでいる簡易測定法の種類や測定精度の確保の状況等を把握した上で検討を開始し、結論を得る。	別表 3 - 16			検討開 始、結論 を得次 第措置